

令和6年3月26日

館山市地域防災計画

【第3編 風水害等編】
（第1章・第2章・第3章・第4章）

令和6年3月
館山市防災会議

【 目 次 】

第3編 風水害等編

第1章 総 則.....	風 1- 1
第1節 市土の保全.....	風 1- 1
第2節 浸水被害の想定.....	風 1- 3
第2章 災害予防計画.....	風 2- 1
第1節 防災意識の向上.....	風 2- 1
第2節 水害予防対策.....	風 2- 2
第3節 土砂災害予防対策.....	風 2- 6
第4節 風害予防対策.....	風 2-10
第5節 雪害予防対策.....	風 2-12
第6節 火災予防対策.....	風 2-13
第7節 銚子地方気象台が行う気象観測.....	風 2-15
第8節 消防計画.....	風 2-16
第9節 要配慮者等の安全確保のための体制整備.....	風 2-17
第10節 情報連絡体制の整備.....	風 2-19
第11節 備蓄・物流計画.....	風 2-20
第12節 防災施設の整備.....	風 2-21
第13節 帰宅困難者等対策.....	風 2-22
第3章 災害応急対策計画.....	風 3- 1
第1節 災害対策本部活動.....	風 3- 1
第2節 情報収集・伝達体制.....	風 3- 4
第3節 水防計画.....	風 3-10
第4節 避難計画.....	風 3-11
第5節 要配慮者等の安全確保対策.....	風 3-13
第6節 消防・救助救急・医療救護活動.....	風 3-14
第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策.....	風 3-15
第8節 救援物資供給活動.....	風 3-16
第9節 広域応援の要請.....	風 3-17
第10節 自衛隊災害派遣要請計画.....	風 3-18
第11節 学校等の安全対策・文化財の保護.....	風 3-19
第12節 帰宅困難者等支援計画.....	風 3-20
第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策.....	風 3-21
第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理.....	風 3-22
第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧.....	風 3-23
第16節 ボランティアの協力等.....	風 3-24
第4章 災害復旧計画.....	風 4- 1

第1節	民生安定のための緊急措置計画.....	風 4- 1
第2節	生活関連施設等の復旧計画.....	風 4- 2
第3節	激甚災害の指定に関する計画.....	風 4- 3

第3編 風水害等編

第1章 総則

本編は、第1編総則で示された計画の基本的な考え方や計画の基本方針に基づき、集中豪雨や台風、竜巻等に起因する風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、災害時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

第1節 市土の保全

本市は、千葉県房総半島の南端に位置し、東側は東京湾に面している。安房国と呼ばれた古代からの歴史を持ち、里見氏が館山に築城してからは城下町として栄えた。1919年に現在の館山駅が開設されると、安房地域の要所として政治・経済・文化の中心地となり、戦後は、豊かな漁場と冬場でも温暖な気候を活かした観光都市へと変貌した。

また、半島性という地理的特性を有しながら、平成9年に東京湾アクアライン、平成19年には館山自動車道及び富津館山道路が全線開通したことにより、アクセス性が飛躍的に向上し、“東京都心に近い自然豊かな観光地”としての価値を高めている。

しかし一方で、都市化の進展や市民の生活様式の変化による上下水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展等による要配慮者の増加や市民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

今後は、こうした現状を念頭に、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を災害対策のあり方の基本とし、ハード・ソフト両面からの対策を有効に組み合わせた総合的な対策を講じていくものとする。

1 治水

河川の流水が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の宅地の浸水被害や耕地を押し流し、農作物に被害を与えるなど大災害が発生する原因となっている。

本市には二級河川の平久里川、滝川、境川、山名川、汐入川、馬喰川（6河川）と準用河川（4河川）及び普通河川（28河川）の計37河川があるが、土地の宅地化が進み、保水能力や遊水機能が減少し、雨水が短時間に河川に流入する現状にある。

このため、大雨による災害の発生を防止するとともに、津波の進入や遡上を考慮し、自然環境に配慮した多自然川づくりなど、河川整備を推進するとともに、流域の持つ保水・遊水機能の確保及び防災上安全な土地利用の誘導等の推進を図ることが重要である。

2 治山・砂防

市内には、急傾斜地崩壊危険区域が2箇所あるほか、土砂災害警戒区域等が509箇所、土石流危険渓流が24渓流、山腹崩壊危険地区が133地区存在しており、集中豪雨や局地的大雨が発生した際には、土砂災害発生危険性が高まることが想定される。

市では、これまでに、土砂災害・水防訓練の実施や土砂災害危険箇所の点検、土砂災害警戒区域ごとのハザードマップの作成等により、警戒避難体制を強化している。

今後もこうした取組みを継続するとともに、治山事業等の推進により森林を維持・造成し、山地からの土砂流出等を防ぎ、災害の軽減・防止を図ることが重要である。

3 海岸

本市は、西部は鏡ヶ浦を抱いて東京湾に、南部は太平洋に面して31.5kmにわたる海岸線が続いている。

海岸の特性として、被害の様相は、内湾地域は主に高潮による被害、外洋いわゆる外房一帯は、波浪による被害とに分けられる。

今後も、高潮津波対策として、海岸堤防の整備等を推進する必要がある。

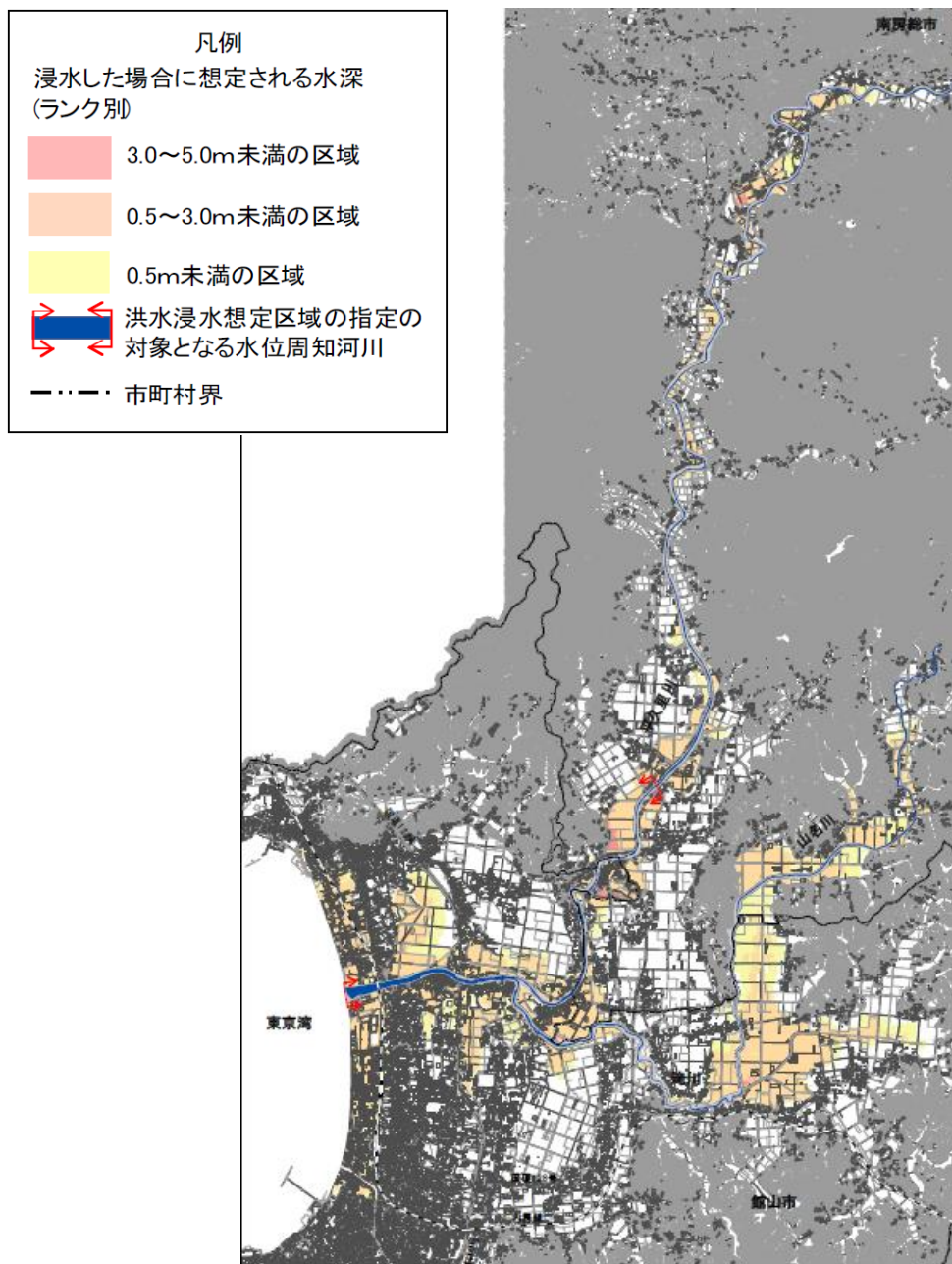
第2節 浸水被害の想定

1 平久里川浸水被害想定

県では、一級河川の中で知事が管理している河川及び二級河川で、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定している。

本市では、平久里川が指定されており、浸水想定区域図をみると、市街地部の河川沿い一帯においても、浸水深0.5m未満区域や0.5～1.0m未満の区域に指定されており、洪水時には市街地が浸水することが想定されている。

平久里川浸水想定区域図



- (1) この図は、平久里川水系平久里川について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- (2) この洪水浸水想定区域等は、指定時点の平久里川及びその支川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により平久里川及びその支川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、対象河川以外の支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- (4) また、この洪水浸水想定区域図は、平久里川等の氾濫により生じる浸水想定区域と想定される水深等を示した図であるため、隣接する河川の氾濫の影響が考えられる区域では、別途、該当する河川の洪水浸水想定区域図を参照する必要があります。

資料：県土整備部河川環境課防災対策室

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

この計画は、防災訓練や防災知識の普及・啓発、自主防災組織の育成等を通じて、市民等の風水害等に関する知識や防災思想の普及、啓発を図るために定めるものである。

関係部課	[本庁]：危機管理課、建設課、教育委員会 [事務組合等]：消防本部
------	--------------------------------------

具体的な計画については、＜第2編地震・津波編第2章第1節「防災意識の向上」＞に準ずる。

第2節 水害予防対策

この計画は、台風や集中豪雨等に起因して発生する水害から、市民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し、防災対策の推進を図るほか、高潮対策を推進するために定めるものである。

関係部課 [本庁]：危機管理課、建設課、農水産課、都市計画課

1 水害予防計画

(1) 河川改修等の治水事業

市の河川は、汐入川水系（中流部で境川も流入）と平久里川水系（中流部で滝川、山名川の2河川も合流）の2水系5河川の形態で東京湾に流入しており、県の二級河川に指定されている。その他、作名川、どんどん川、かにた川を準用河川として市が指定している。詳細は資料編に示す。

これらの河川は、改良率が向上しているものの、初期に整備した護岸の老朽化と部分的に改修を必要とする箇所も多く残されている。

また近年、上・中流域の宅地化が進み農地、山林の自然が有する保水能力や遊水機能の低下がみられる。このため、豪雨時の河川の決壊、浸水等の被害を防止するため、土質の軟弱箇所の的確な把握と早期改修に努める。

[資料3-3] 河川の状況（資料編 25頁）

ア 二級河川の整備

平久里川、滝川及び汐入川の護岸の整備を促進する。

イ 準用河川及び普通河川の整備

かにた川等の護岸整備を行い、水害予防対策を推進する。

ウ 洪水ハザードマップの作成

河川の整備には時間を要することから、市は、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、浸水実績や洪水シミュレーション結果に基づく洪水ハザードマップの整備を促進する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

なお、洪水浸水想定区域は、水防法第14条第1項に基づき、知事が指定した河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定するものであったが、平成27年の水防法の改定により対象降雨が「計画の基本となる降雨」から「想定最大規模降雨」へ変更となり、それに伴い想定最大規模降雨に対応した浸水想定区域へ順次拡充を図るものとする。

(2) 重要水防箇所の巡視

市は、安房土木事務所と連携を図り、市民の協力を得ながら、市域の重要水防箇所を巡視する。

(3) 道路災害による事故防止

本市は、一般国道127号、128号、410号、主要地方道及び一般県道のほ

か、延長 300km 以上の市道を有する。

市は、都市の基盤施設としての都市計画道路及びその他の道路について、交通量の分散、歩車道の区分を図るとともに、用地買収等により道路の拡幅、改良等地域の実情に応じた道路整備を進め、道路災害を防止するほか、次の対策を取る。

ア 道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により落石、法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

イ パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」により、パトロールの実施の徹底を図る。

ウ 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され交通の安全が確保できない場合は、道路法第 46 条の規定による通行の禁止又は制限を行う。なお、雨量が規制基準値に達したときに、県が通行止めの措置をとる。

(4) 浸水想定区域の把握・周知

ア 浸水想定区域の調査・把握

市は、県との連携のもと、河川周辺地域での外水及び内水の氾濫や海岸近くにおける高潮及び津波の影響により、家屋の浸水が予想される浸水想定区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努める。

イ 浸水想定区域等の周知

市は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、各種ハザードマップや広報紙等により、市民に対し浸水想定区域や指定避難所等の周知に必要な措置を講ずるものとする。

また、県は、市が各種ハザードマップを作成するにあたり必要に応じ、浸水実績図や浸水想定区域図等を提供し、支援するものとする。

ウ 災害危険区域の指定

市は、洪水等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や浸水想定区域等を踏まえて、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

(5) 気象（降水量）、河川水位の観測及び気象情報における洪水危険度の確認

市域内においては、雨量計が 3 箇所、水位計が 2 箇所に設置されており、次に周辺地域を含めた設置状況を示す。

市は、降雨時には、観測値の収集、気象情報における流域雨量指数の予測値や洪水警報の危険度分布の確認に務め、状況の推移を注視する。

市内及び周辺地域における雨量計及び水位計の設置状況

	観測所名称	測定対象	所在地	河川
館山市内	館山特別地域気象観測所（気象庁）	雨量ほか	館山市長須賀	
	安房土木事務所（県）	雨量	館山市沼	
	西岬（県）	雨量	館山市見物	
	館山港（県）	水位	館山市沼	汐入川
	菱沼橋（県）	水位	館山市長須賀	汐入川
周辺地域	鋸南地域雨量観測所（気象庁）	雨量	鋸南町大六	
	荒川（県）	雨量	南房総市荒川楡形	
	丸山（県）	雨量	南房総市珠師ヶ谷	
	白浜（県）	雨量	南房総市白浜町白浜	
	三芳（県）	水位	南房総市下堀	平久里川

※周辺地域は安房地域（南房総市及び鋸南町）の雨量観測所と、平久里川上流側の三芳水位観測所を記載

※館山特別地域気象観測所は、平成 18 年に旧館山測候所から移行（無人化）

※鋸南地域雨量観測所は、平成 18 年に旧佐久間地域雨量観測所を移設

（6）高齢者等利用施設、大規模工場等の避難計画の作成

水防法第 15 条の規定に基づき、河川管理者より指定された浸水想定区域内に存在する高齢者、障害者、乳幼児等の資料 4-2 「平久里川洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設一覧」及び大規模工場等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置に努める。また、市は対象となる施設所有者又は管理者の避難確保計画の作成等を積極的に支援する。

（7）通信設備水害防止対策

局外設備、局内設備、無線設備等の対策を実施するとともに、停電に対処するため、予備電源装置等の設置及び整備を図る。

（8）河川管理者の協力

市が行う水防活動については、河川管理者が作成する水防計画に定められる河川に関する情報の提供、水防訓練への参加、資器材の提供、情報連絡員の派遣等の協力事項が適用される。

2 高潮予防計画

（1）海岸高潮計画

千葉県海岸総延長約 531km のうち、浦安から洲崎までの東京湾沿岸については、伊勢湾台風規模の台風を計画気象としてこれによる計算潮位を計画高潮位とし、洲崎から銚子市の利根川河口部までは既往最高潮位により計画高潮位を算出し、さらに、波浪の影響がある箇所については、波の打ちあげ高を考慮して高潮・高波から防護する施設の高さを設定している。

(2) 高潮防止対策

東京湾の湾口部に位置する本市は、高潮等により被害を受ける危険のある海岸を抱えており、国土交通省所管海岸及び農林水産省所管海岸において、危険区域が指定されている。

海岸法 海岸保全区域一覧

所管	沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長 (m)	告示番号
国土交通省 (旧建設省) 県河川環境課	東京湾	館山	館山	2,000	S33.5.31 千第267号の2
				2,350	〃
			西岬	1,085	S55.3.18 千第270号
国土交通省 (旧運輸省) 県港湾課	東京湾	館山港	館山	2,935	S41.5.31 千第322号 S44.12.12 千第835号 S53.12.26 千第1033号 S55.10.28 千第905号
農林水産省 県漁港課	東京湾	(漁港名)	船形	920	H14.1.29 千第56号
	千葉東	(漁港名)	富崎	899	S45.6.23 千第393,396号

※国土交通省（旧建設省）所管海岸は、平成29年2月現在

※国土交通省（旧運輸省）所管海岸は、平成27年5月現在

※農林水産省所管海岸は、平成27年4月1日現在

(3) 潮汐観測

検潮所及び津波観測施設として、本市には銚子地方気象台布良検潮所が置かれている。観測種目は、毎時潮位、潮位の偏差、月中の最高（最高潮位・最低潮位及び最大偏差）、月中の朔及び望の最高潮位、最低潮位である。

(4) 通信設備高潮災害予防対策

前項「(7) 通信設備水害防止対策」に準じて行う。

(5) 高潮浸水想定区域の指定等

県は、水防法に基づき、高潮浸水想定区域の指定等の必要な措置をとるものとする。

市は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めるなど、必要な措置をとるものとする。

第3節 土砂災害予防対策

この計画は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、土砂災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行うために定めるものである。

関係部課 [本庁]：危機管理課、農水産課、建設課

具体的な計画については、＜第2編地震・津波編第2章第7節「土砂災害予防対策」＞に準ずる。

なお、土砂災害に対する警戒避難体制や土砂災害に関する知識の普及については、次のとおりである。

1 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害に関する情報の収集

市は、県と協力し、平常時から土砂災害危険箇所や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、市民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

(2) 警戒避難体制の整備等

市は、主として次の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備するものとし、県は、これらについて必要な支援を行なうものとする。

ア 市は、土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を市民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

イ 市は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等を発令する。

特に高齢者等避難は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、市は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。

また、市は、これらについて、必要に応じて銚子地方气象台、県等に助言を求める。

ウ 市は、市地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を

定めた施設については、市は市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達を定めるとともに、当該区域内における要配慮者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。

エ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

オ 市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの市域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

カ 市は、避難指示等の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知するものとする。

キ 市は、土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

（3）土砂災害警戒情報の発表

ア 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）が発表されている際、土砂災害発生危険性の高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行うための支援と、市民の自主避難の判断等にも利用できることを目的として、気象業務法、災害対策基本法に基づき、千葉県と銚子地方気象台が共同で作成・発表する情報である。

イ 土砂災害警戒情報の発表単位

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とする。

ウ 土砂災害警戒情報の発表基準

大雨警報（土砂災害）の発表中において、2時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が土砂災害発生危険基準線（CL；Critical Line）を超過するとき。

エ 土砂災害警戒情報の解除基準

降雨の実況値を基に作成した指標が土砂災害発生危険基準線（CL）を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるとき。

ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ解除される。

オ 土砂災害警戒情報の伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達経路については、警報・注意報と同様とする。

カ 情報の特徴及び利用にあたっての留意事項

(ア) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。

(イ) 個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。
また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

2 防災知識の普及・啓発

(1) 市は、市民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図るものとする。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、防災訓練の実施に努める。

(2) 市は、土砂災害警戒区域等の指定箇所が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の市民等に対し周知することにより、市民の防災知識の普及、啓発に努める。

3 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、市町村と協議のうえ、急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

市は、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、県と協議のうえ、区域指定の促進を図る。

急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

ア 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ

イ 急傾斜地の高さが5m以上のがけ

ウ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

(2) 防止工事の実施

市は、急傾斜地崩壊危険区域内において行う防止工事について、県費助成を受け、災害の未然防止に努めるものとする。

4 土石流対策

土石流危険渓流とは、土石流が発生するおそれのある渓流をいい、一般的には渓流の勾配が約 15 度以上の急勾配をなす地域をもち、渓流の中に多量の不安定な土砂がある渓流をいい、本市にも数は多くないが点在している。

県は、砂防法第 2 条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため、砂防指定を促進し、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象が多い箇所から防止工事を実施している。

5 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は、公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

本市においては、山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区が指定されている。

県は、「山地災害危険地区調査要領」により、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区の調査を実施している。

6 盛土の崩落を防ぐ安全対策

県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

第4節 風害予防対策

この計画は、防風施設の設置等により、台風等強風による災害を未然に防止するために定めるものである。

関係部課 [本庁]：危機管理課、農水産課

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

市は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、次について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内容
予告的な気象情報	<p>低気圧の発達等により災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日から1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。</p> <p>竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。</p>
雷注意報	<p>積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。</p>
竜巻注意情報	<p>気象ドップラーレーダーの観測等から、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。</p> <p>雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くとは予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。</p>
竜巻発生確度ナウキャスト	<p>気象ドップラーレーダーの観測等を利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までを予測する。</p> <p>平常時を含めて常時10分ごとに発表される。</p> <p>発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。</p>

(2) 身を守るための知識

台風等による気象災害から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- (イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- (ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- (エ) 大粒の雨やひょうが降り出す

イ 発生時に屋内にいる場合

- (ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- (イ) 雨戸・シャッターを閉める
- (ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- (エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

ウ 発生時に屋外にいる場合

- (ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- (イ) 橋や陸橋の下に行かない
- (ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- (エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

2 農作物等の風害防止対策

農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他フェーンや降ひょうに伴う局地的な強風等がある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥し、風による土壌侵食すなわち風食を生ずる。そのため、肥えた耕土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛土が作物を埋没したりして被害を与える。

予防対策として、農水産課において、農作物の風害防止のため防風林、防風垣、多目的防災網の設置指導等、被害の防止に努める。

また、応急対策については、「農林業災害対策資料（千葉県農林水産部作成）」を参照し、対策を講じるものとする。

3 通信施設風害防止対策

風害時の停電に対処するため、予備電源装置等の設置及び整備を図る。

第5節 雪害予防対策

この計画は、異常降雪時の交通、通信の確保及び農作物等に対する防止対策により、雪害を未然に防ぐために定めるものである。

関係部課 [本庁]：危機管理課、農水産課、建設課

1 道路雪害防止対策

本市は年間積雪量が少ないため特別な施設、事業はないが、状況に応じ県及び関係機関の協力を得て雪害防止に努める。

2 農作物等の雪害防止対策

農水産課は、農作物の雪害及び雪解けによる冷水害を防止するための対策指導等、被害の防止に努める。

3 通信施設雪害防止対策

水害、風害防止対策に準じて、通信線路設備局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として可搬型無線機の配備を進める。

第6節 火災予防対策

この計画は、建築物や船舶、危険物貯蔵所等における防火対策の推進により、火災を予防し、その被害の軽減を図るために定めるものである。

関係部課 [本庁]：危機管理課、農水産課 [事務組合等]：消防本部

1 火災予防査察

毎年3月1日から7日間の春季、及び11月9日から7日間の秋季の火災予防週間中並びに12月下旬の歳末火災予防期間を重点に、市消防機関及び関係機関との連携により、火災予防の徹底を図る。

(1) 予防査察の主眼点

- ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- イ 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、安房郡市火災予防条例（以下、「火災予防条例」という。）で定める基準どおり確保されているかどうか。
- ウ こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- エ 劇場・映画館・百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、火災予防条例に違反していないかどうか。
- オ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、火災予防条例に違反していないかどうか。
- カ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

2 特殊建築物の防火対策

消防本部は、学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店その他多数の者が出入りし、勤務し又は居住する建物の所有、占有、管理等の権限を有する者及び各々の防火管理者に、当該防火対象物に関する消防計画の作成、届出を励行させるとともに、下記業務の推進を図る。

なお、平成21年6月から、百貨店、ホテル、オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

- (1) 当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の定期的実施
- (2) 消防用設備等の点検及び整備
- (3) 火気の使用又は取り扱いに関する監督

- (4) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理
- (5) 自衛消防隊の訓練による火災予防と消火活動の確立
- (6) 統括防火防災管理者の選任が必要な防火対象物に対しては、同管理者の選任を推進し、防火対象物に対する防火管理対策の推進を図る。
- (7) 消防用設備の政令基準の徹底

3 住宅防火対策

安房郡市広域市町村圏事務組合の火災予防条例第 29 条の 2 に基づき、住宅用防災機器の設置が義務づけられたため、消防本部は、すべての住宅(寝室、階段等)に住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を設置するように指導する。

また、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

4 林野火災対策

レジャー人口の増加、地域開発、道路網の整備等により森林の利用者が多くなるに伴い、火災発生件数も多く、一度、林野火災が発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。

このため、消防本部は、自衛隊の協力を求めるなど、各種の対策を講じる。

5 船舶の防火対策

船舶安全法に定める防火・消火に関する所要の施設を整備させるとともに、消防計画を作成させ、乗組員全員による消火・通報・避難訓練の実施を励行させる。

6 危険物貯蔵所等の防火対策

消防本部は、危険物製造所、貯蔵所及び取扱所に対し、次の事項についての防火対策をとる。

- (1) 位置、構造設備、消火設備、警報設備等の危険物規制基準への適合
- (2) 危険物の貯蔵取扱、運搬方法の政令基準の遵守
- (3) 自衛消防組織を置かなければならない事業所に対する消防計画の作成指導及び自衛消防隊による消火、通報、避難等の訓練の促進

7 防火思想の普及

消防本部は、市民の防火意識の高揚を図るため、日頃から出火防止、初期消火等の基本的知識が身につくよう、広域消防との連携による防火思想の普及、広報活動の充実等、火災予防運動の推進を図る。

第7節 銚子地方気象台が行う気象観測

この計画は、気象情報及び注意報・警報、あるいは津波警報等の情報収集に役立てるため、館山特別地域気象観測所及び銚子地方気象台の体制を示すものである。

関係部課 [本庁]：危機管理課

1 気象観測所

気象庁では、平成8年度以降、自動観測システムの計画的な整備により、測候所の特別地域気象観測所への移行を進めてきており、館山測候所についても、平成18年10月1日に館山特別地域気象観測所への移行を実施した。

名称	所在地
館山特別地域気象観測所 (旧館山測候所)	館山市長須賀 76-1

2 照会対応

観測所の無人化に伴い、電話による照会の対応窓口が銚子地方気象台に開設されている。

また、天気予報の音声案内を自動(0479-24-8011)で行っているほか、NTTのサービス(177:自動)で、銚子地方気象台発表の最新の予報(風・波・気温の予想、降水確率等)や気象状況の実況、満潮・干潮の時間、天気概況等を提供している。

問い合わせ内容	窓口(銚子地方気象台)
・天気予報や注意報・警報・気象情報 ・リアルタイム情報 (防災気象情報、最新の予報、観測・解析データ等)	観測予報管理官(平日8:30~17:15対応) 電話:0479(22)0074
気象データ・地震資料の閲覧、気象証明・鑑定、アメダス等	防災管理官(平日8:30~17:15対応) 電話:0479(23)7705

3 気象観測

館山特別地域気象観測所では、気温、降水量、風向風速、日照時間、湿度・気圧の観測を実施しているが、降雪、降霜、結氷等の観測は無人化に伴い実施していない。

第8節 消防計画

この計画は、高度な技術・資機材など消防体制の整備及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図るために定めるものである。

関係部課	[本庁]：危機管理課	[事務組合等]：消防本部、三芳水道企業団
------	------------	----------------------

具体的な計画については、＜第2編地震・津波編第2章第4節「消防計画」＞に準ずる。

第9節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

この計画は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制に対する円滑な情報伝達、避難及び救助体制について定めるものである。	
関係部課	[本庁]：危機管理課、市民協働課、社会福祉課、健康課、高齢者福祉課、こども課、市民課

具体的な計画については、<第2編地震・津波編第2章 第8節「要配慮者等の安全確保のための体制整備」>に準ずる。

なお、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者施設における避難対策については、次のとおりである。

1 浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市は、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保するため、水防法第15条の規定に基づき、次に掲げる措置を実施する。

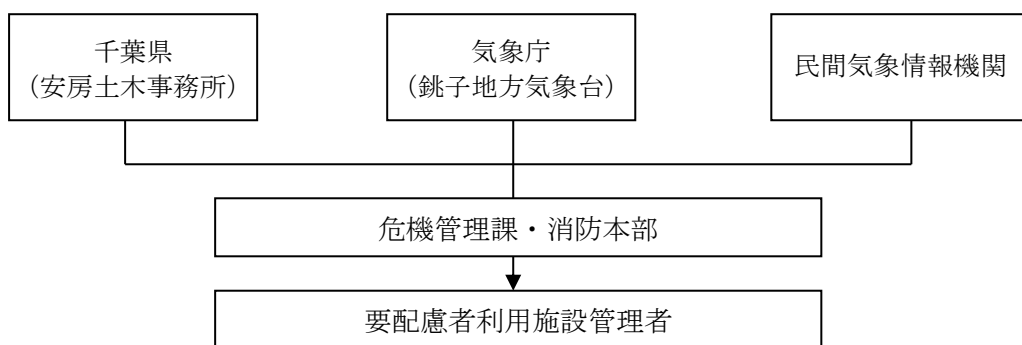
(1) 要配慮者利用施設への災害情報伝達

市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の現況について把握し、施設管理者が洪水時に適切に対応ができるよう、防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

情報伝達系統図は次のとおりとし、電話、FAX、防災行政無線等を用いて、河川水位情報、避難指示等などの防災情報を伝達する。

※要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する人々が利用する施設。

要配慮者利用施設への情報伝達系統図



また、市は、水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設及び大規模工場等の所有者又は管理者で、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定め、その施設については洪水予報等の伝達方法を市地域防災計画に定めるものとする。

[資料 4-2] 平久里川洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設一覧（資料編 37頁）

2 土砂災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

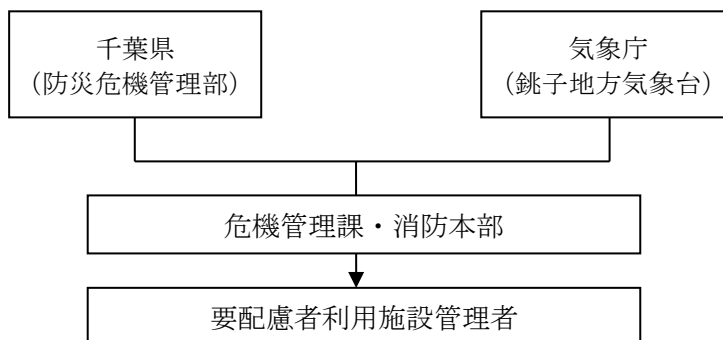
土砂災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害防止法第8条の規定に基づき、次に掲げる措置を実施する。

(1) 要配慮者利用施設への災害情報伝達

市は、土砂災害警戒区域内において要配慮者利用施設が設置されている場合は、当該施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。

情報伝達系統図は次のとおりとし、電話、FAX、防災行政無線等を用いて、土砂災害警戒情報、避難指示等の防災情報を伝達する。

要配慮者利用施設への情報伝達系統図



[資料4-4]土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設一覧 (資料編 37頁)

第 10 節 情報連絡体制の整備

この計画は、災害時において通信連絡が迅速・的確に行えるよう、通信体制の明確化及び通信設備の維持整備を図るとともに、適切な運用を図るために定めるものである。

関係部課 [本庁]：危機管理課

具体的な計画については、＜第 2 編地震・津波編第 2 章第 9 節「情報連絡体制の整備」＞に準ずる。

第 11 節 備蓄・物流計画

この計画は、災害時に市民等の生命や財産を守るため、物資の備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図り、災害発生直後から被災者に対して必要な物資等を速やかに供給するために定めるものである。

関係部課	[本庁]：危機管理課
------	------------

具体的な計画については、＜第 2 編地震・津波編第 2 章第 10 節「備蓄・物流計画」＞に準ずる。

第 12 節 防災施設の整備

この計画は、災害時を想定して防災拠点施設や避難施設、避難路等の的確な整備を図るために定めるものである。

関係部課	[本庁]：危機管理課、建設課、教育委員会
------	----------------------

具体的な計画については、＜第 2 編地震・津波編第 2 章第 11 節「防災施設の整備」＞に準ずる。

第 13 節 帰宅困難者等対策

この計画は、災害時における帰宅困難者の安全を確保し、安心して帰路につけるよう、情報伝達や避難誘導等の安全対策について定めるものである。

関係部課	[本庁]企画課、危機管理課、建設課、教育委員会
------	-------------------------

具体的な計画については、＜第 2 編地震・津波編第 2 章第 12 節「帰宅困難者等対策」＞に準ずる。

第3章 災害応急対策計画

災害が発生した場合、人的被害にとどまらず、家屋の倒壊、火災やがけ崩れの発生、道路・橋梁の破損、さらには生活関連施設の機能障害等の被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期することとする。

第1節 災害対策本部活動

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、迅速に対策本部を設置し、災害への対応を図るとともに、必要な人員を動員し、災害応急対策を確実に実施するために定めるものである。

関係部課	すべての班
------	-------

具体的な計画については、＜第2編地震・津波編第3章 第1節「災害対策本部活動」＞に準ずる。

なお、災害対策本部設置前の初動体制、館山市災害対策本部の設置等については、次のとおりである。

1 災害対策本部設置前の初動体制

- (1) 大雨・高潮・洪水注意報、大雨・暴風・高潮・洪水警報の1以上が館山市に発表され、あるいは洪水、土砂災害、高潮等災害の発生が予想され市長が必要と認めたときは、危機管理課及び関係機関は、次の措置を講ずる。
 - ア 気象に関する情報の収集及び伝達
 - イ 被害情報の把握及び報告
- (2) 危機管理課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに市長に報告する。

また、必要に応じ、県の機関、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。
- (3) 上記については、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

2 館山市災害対策本部

- (1) 設置又は廃止とその基準

市長は、災害応急対策を推進するため、市地域内に災害が発生したとき、もしくは発生するおそれがあるときで市長が必要であると認めたとき災害対策本部を設置する。

また、本部を設置した後において、本市域内に災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、本部を設置しておく必要がないと

認めるときは、本部を廃止する。

なお、市長が不在、連絡不能等の場合、副市長がその権限を代行する。

(2) 災害対策組織体制

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、次の配備体制をとる。

なお、詳細については、各年度の館山市職員災害対応初動マニュアルを参照する。

災害対策組織体制

		配備内容	配備基準
災害対策本部設置前	第1配備 (注意配備体制)	防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守り、連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める体制。	<ul style="list-style-type: none"> 大雨注意報又は洪水注意報が発表された場合 千葉県気象情報により高潮被害のおそれがある場合 ※ 第1配備の条件になっても、翌日以降に警戒を要する気象現象が発生するおそれがある場合には、翌日以降に想定される体制や連絡系統の確認を行っておくなど、事前の準備を早めに行う。
	第2配備 (警戒配備体制)	高齢者等避難の発令を検討する段階。 管理職を配置し、高齢者等避難の発令を判断できる体制をとり、防災気象情報を分析し、専門機関との情報交換ができる体制。	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報又は洪水警報が発表された場合 対象河川が水防団待機水位を超えることが確実となった場合 台風情報で、台風の暴風域が24時間以内に館山市にかかると予想されている、又は台風が24時間以内に館山市に接近することが見込まれる場合 高潮注意報が発表され当該注意報の中で警報に切り替える可能性に言及されている場合
災害対策本部設置後	第3配備 (非常配備体制)	高齢者等避難を発令した段階。 市長又は市長の代理が登庁し、避難指示の発令を判断できる体制であり、かつ専門機関とのホットラインが活用できる体制。 要配慮者用の指定緊急避難場所受け入れ体制の整備ができる要員を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> 対象河川が避難判断水位を超えることが確実となった場合 台風情報で、台風の暴風圏が12時間以内に館山市にかかると予想されている、又は台風が12時間以内に館山市に接近することが見込まれる場合

第4配備 (非常配 備体制)	あらかじめ定めた防災対応の全職員が、広域にわたる災害に対し応急措置及び救援活動が円滑に実施できる体制。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広範囲にわたる災害が予測される、又は発生した場合 ・ その他状況により市長が必要と認めた場合 ・ 氾濫危険水位を超えることが確実になった場合 ・ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ・ 高潮警報が発表された場合 ・ 高潮注意報の中で、警報に切り替える可能性が言及され、かつ暴風警報が発表された場合
----------------------	---	--

その他の災害対策本部に関する事項は、＜第2編地震・津波編第3章第1節「災害対策本部活動」2 館山市災害対策本部＞に準ずる。

[資料2-1]災害対策本部の編成等（資料編 15頁）

[資料2-2]災害対策本部各班の編成及び事務分掌（資料編 17頁）

第2節 情報収集・伝達体制

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、気象情報及び防災情報の伝達、被害状況の収集等の通信連絡を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。

関係部課 [本庁]：本部班

具体的な計画については、＜第2編地震・津波編第3章第2節「情報収集・伝達体制」＞に準ずる。

なお、気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備については、次のとおりである。

1 気象注意報・警報等の伝達等

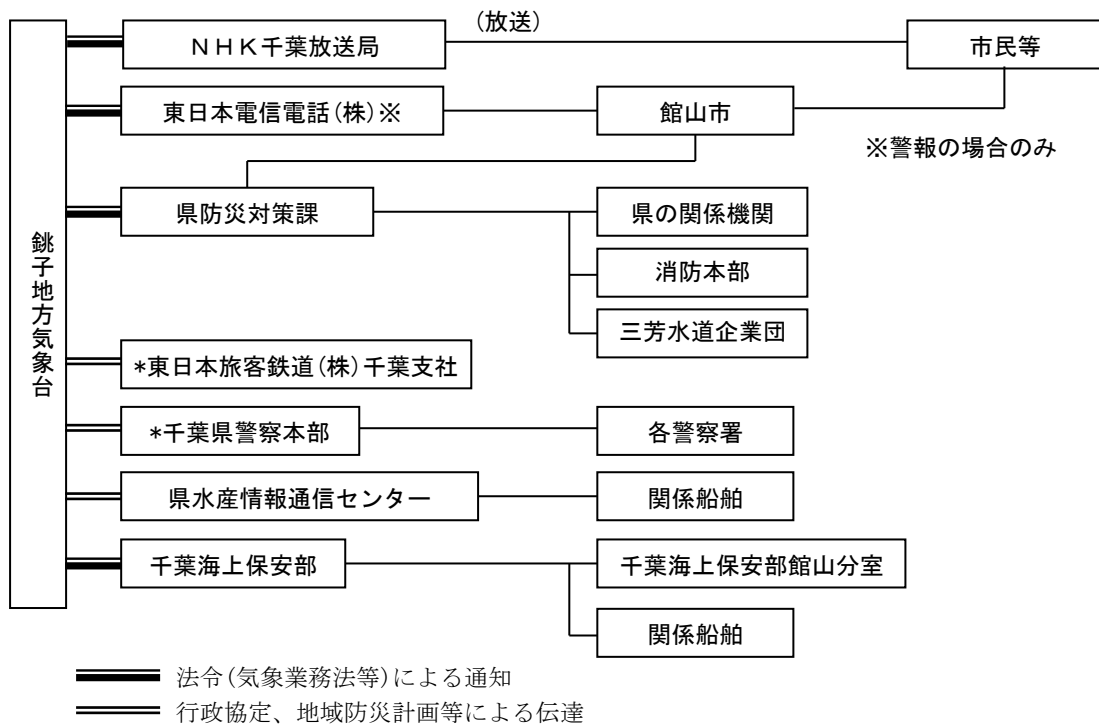
(1) 気象注意報・警報等の收受

市は原則として、県を通じて気象台から発表された気象情報を收受するほか、ラジオ、テレビ、インターネットのホームページ等により積極的に情報の収集に努め伝達する。

(2) 気象注意報・警報等の伝達

市長は、県等から受領した注意報・警報等を市民に周知徹底する。

注意報・警報等の伝達系統図



- 1 伝達は、銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
- 2 障害等により上記1の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線で行う。
- 3 *気象業務支援センターを経由

[資料6-1 3]気象注意報・警報等の伝達体制 (資料編 46頁)

(3) 異常現象発見の際の手続き

ア 災害対策基本法第 54 条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官もしくは海上保安官に通報する。

イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報する。

ウ 上記ア及びイにより通報を受けた市長は、直ちに下記の機関に通報する。

(ア) 銚子地方気象台

(イ) その災害に関係のある近隣市町村

(ウ) 最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察署

エ 市の情報収集担当部（課）は次のとおりである。

(ア) 市危機管理課（災害対策本部開設中は本部班）

(イ) 責任者 危機管理部長又は危機管理課長

(ウ) 電話番号 勤務時間内 0470-22-3442

勤務時間外 0470-22-3111

(エ) 危機管理課は、勤務時間外における警報等の取扱いについて宿日直に対し、この伝達の遺漏のないよう徹底しておくものとする。

オ 市民に対する周知徹底

予想される災害地域の市民及び関係団体に周知徹底する場合は、資料 6-

1 3 「気象注意報・警報等の伝達体制」に従って行うものとする。

2 気象情報等の種類

(1) 注意報・警報・特別警報

ア 注意報・警報・特別警報の種類

(ア) 注意報：気象・水象等により被害が予想される場合

注意報の種類		発表及び解除
気象注意報	風雪注意報 強風注意報 大雨注意報 大雪注意報 濃霧注意報 雷注意報 乾燥注意報 着氷(雪)注意報 低温注意報 霜注意報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市 印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、富里市、栄町、酒々井町 東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、 柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、 浦安市 北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、東庄町、多古 町、神崎町 山武・長生 茂原市、東金市、山武市、大網白里市、芝山町、 横芝光町、九十九里町、白子町、一宮町、睦沢 町、長柄町、長南町、長生村 南部 君津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市 夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、 大多喜町、御宿町、鋸南町
	高潮注意報 波浪注意報 洪水注意報 浸水注意報 地面現象注意報	

(イ) 警報：気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

警報の種類		発表及び解除
気象警報	暴風警報 暴風雪警報 大雨警報 大雪警報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市 印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、富里市、栄町、酒々井町 東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、 柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、 浦安市 北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、東庄町、多古 町、神崎町 山武・長生 茂原市、東金市、山武市、大網白里市、芝山町、 横芝光町、九十九里町、白子町、一宮町、睦沢 町、長柄町、長南町、長生村 南部 君津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市 夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、 大多喜町、御宿町、鋸南町
	高潮警報 波浪警報 洪水警報 浸水警報 地面現象警報	

全般海上警報	気象庁本庁が行う
地方海上警報	関東海域については気象庁本庁が行う

(ウ) 特別警報：気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

特別警報の種類		発表及び解除
気象特別警報	暴風特別警報 暴風雪特別警報 大雨特別警報 大雪特別警報	北西部 千葉中央 千葉市、市原市 印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、栄町、酒々井町 東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
	高潮特別警報 波浪特別警報	北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、東庄町、多古町、神崎町 山武・長生 茂原市、東金市、山武市、大網白里市、芝山町、横芝光町、九十九里町、白子町、一宮町、睦沢町、長柄町、長南町、長生村 南部 君津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市 夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町

[資料6-1 1]特別警報の発表基準（資料編 43頁）

イ 注意報・警報（以下、特別警報も含む）の取扱い

(ア) 注意報及び警報の切替、解除

注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われた時に切替えられ、解除されるまで継続するものとする。注意報及び警報の一部を変えるとき、又は新しい事項を追加する必要がある場合は、新たな注意報又は警報を行い切り替えるものとする。

注意報、警報の必要がなくなった場合は、その注意報、警報を解除するものとする。

(イ) 地面現象注意報・警報、浸水注意報・警報の取扱い

この注意報・警報は、気象注意報・警報に含めて行い、この注意報・警報の標題は用いない。

(ウ) 全般海上警報は、東アジア及び北西太平洋並びにこれらの周辺を対象とする。

地方海上警報は、全国の海上、沿岸を12区域に分け、それぞれの海岸線から300海里以内の海域を対象とする。

(エ) 水防活動用気象注意報・警報の取扱い

水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表の左側の種類ごとに右側の注意報・警報をもって代えるものとする。

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報）

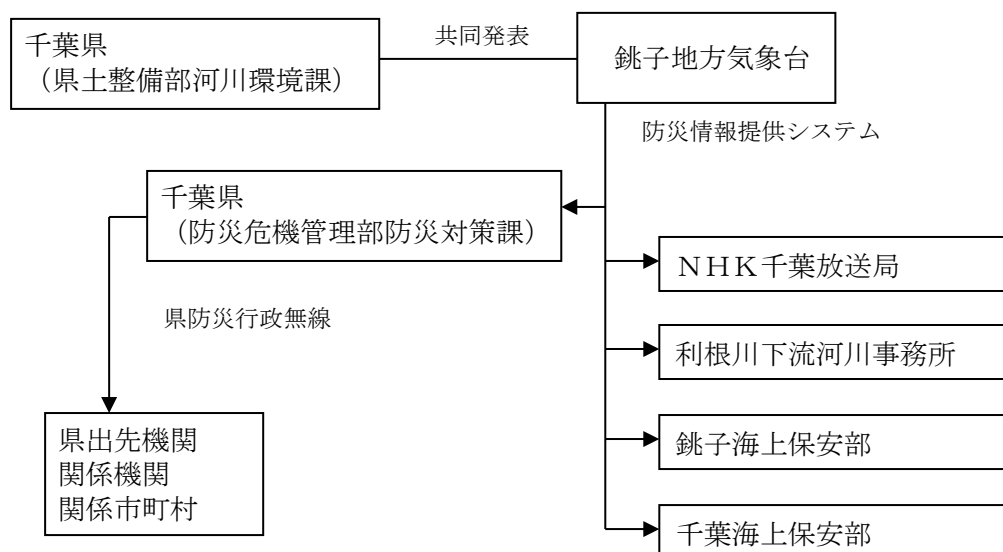
ウ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 27 条、気象業務法第 11 条及び災害対策基本法第 55 条に基づき銚子地方気象台と千葉県が共同発表するものであり、詳細は資料編 6-1 2 に示すとおりである。

[資料6-1 2] 気象注意報・警報等の基準（資料編 44頁）

また、その伝達体制は、次に示すとおりである。

土砂災害警戒情報の伝達体制



エ 気象情報

気象等の予報に係りのある台風、その他の気象現象等についての情報を、一般及び関係機関に対して、具体的かつ速やかに発表する。

発表形式は、標題、発表年月日時、気象官署名、見出し、本文の順序とする。

オ 火災気象通報

この通報は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 1 項の規定により行う通報である。

火災の危険があると認めるときは、銚子地方気象台がその状況を千葉県知事に通報するものである。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

(ア) 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。

(イ) 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨(雪)を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。

(注) 基準値は気象官署の値（但し、銚子地方気象台は15m/s以上）

(2) 気象注意報・警報等の基準

ア 注意報・警報の発表区分の細分化

天気予報は、気象庁より、各都道府県をいくつかに分けた一次細分区域単位で発表される。

また、警報や注意報は、二次細分区域単位で発表される。県内の区分は、次のとおりである。

注意報・警報発表の細分区域

一次細分区域	北西部	北東部	南部
二次細分区域	各市町村		
市町村等をまとめた地域	東葛飾、印旛、千葉中央	香取・海匝、山武・長生	君津、夷隅・安房

イ 特別警報の発表基準

気象官署が発表する特別警報の基準は、資料編 6-1 1 に示すとおりである。

[資料6-1 1]特別警報の発表基準（資料編 43頁）

ウ 館山市における警報等の発表基準

館山市における警報等の発表基準は、資料編 6-1 2 に示すとおりである。

[資料6-1 2]気象注意報・警報等の基準（資料編 43頁）

エ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような 1 時間に 100mm 以上の猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)し、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。

第3節 水防計画

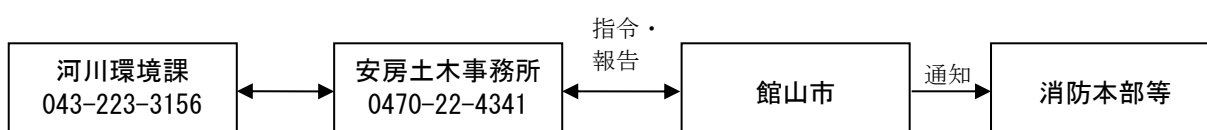
この計画は、本市における洪水又は高潮による水災を警戒・防御してその被害を軽減し、もって市民及び公共施設の安全を保持することを目的として定めるものである。

関係部課 [本庁]：本部班、復旧班 [事務組合等]消防本部

1 水防組織、事務分掌及び配備体制

水防に関する組織、事務分掌及び配備体制は、本編第2章第2節「水害予防対策」、同第3章第1節「災害対策本部活動」及びその他の関連箇所に準じる。

水防組織図



2 重要水防区域

重要水防区域は、本編第2章第2節「水害予防対策」及び資料編の関連箇所に準じる。

3 気象情報の収集及び伝達

気象情報及び注意報・警報等の伝達については、本編第3章第2節「情報収集・伝達体制」に準じる。

4 浸水箇所への対策

大雨等により局地的に浸水した箇所においては、ポンプ等を用いて排水作業を行う。また、こうした浸水が繰り返される箇所については、所有者あるいは利用者に対して盛土等の対策を指導する。

第4節 避難計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域内の市民を安全に避難させ、人身被害の軽減を図るため、又は現に被害を受け、避難しなければならないものを一次的に避難所に収容し保護するために定めるものである。

関係部課 [本庁]：本部班、救援班、収容班

具体的な計画については、＜第2編地震・津波編第3章第3節「地震・火災避難計画」＞に準ずる。

なお、風水害時等における避難指示等の発令については、次のとおりである。

1 避難指示等の発令

- (1) 市長は、洪水、火災、がけ崩れ、高潮・高波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、市民等の生命・身体の危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。
- (2) 市長は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の市民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。
その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
- (3) 市長は、避難指示等を発令する場合、銚子地方气象台や県河川環境課、県安房土木事務所等国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。
知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。
- (4) 市長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する市民に対して特に配慮するものとし、「避難情報の発令に関する判断・伝達マニュアル」（令和4年2月）の発令基準に基づき、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を適切に発令する。
- (5) 市長は、市民に対する避難のための準備情報の提供や避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、次に示すように、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。

避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合の発令基準

次のいずれか1つに該当する場合に、避難指示等を発令することとする。

- ア 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報に切り替える可能性が高い旨に言及され、夜間～翌日早朝に避難が必要となることが想定される場合
- イ 判断する時点(夕刻)で、平久里川の三芳水位観測所の水位が氾濫注意水位 3.1 mを超えた状態で、平久里川上流南房総市荒川地区の予想雨量や実況雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれている場合
- ウ 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合など、夜間・早朝に避難が必要となることが想定される場合

(6) 市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や「屋内安全確保」といった適切な行動を市民がとれるように努めるものとする。

2 指定避難所の開設・運営

市では、災害の発生するおそれが高く、水害等に係る避難指示等を発令した場合の指定避難所の開設については、段階的に次のとおり開設するものとする。

- (1) 高齢者等避難を発令した場合に開設する指定避難所（自主避難所）
 - ア コミュニティセンター（北条地区本部員対応）
 - イ 船形地区公民館他 9 公民館（各地区本部員対応）
 - ウ 豊津ホール（収容班対応）
- (2) 避難指示を発令した場合に開設する指定避難所
 - ア 船形小学校他 10 小学校（各地区本部員対応）
 - イ 第一中学校、館山中学校、房南中学校、館山総合高校、安房高校、館山海
上技術学校、安房特別支援学校（収容班対応）

その他の避難所の開設・運営に関する事項については、＜第2編地震・津波編第3章第3節「地震・火災避難計画」＞に準ずる。

第5節 要配慮者等の安全確保対策

この計画では、風水害時における要配慮者の安全確保と安心した避難生活を送る上で必要な対策等について定めるものである。

関係部課	[本庁]：危機管理課、社会福祉課、健康課、高齢者福祉課、こども課、市民課
------	--------------------------------------

具体的な計画については、＜第2編地震・津波編第3章第5節「要配慮者等の安全確保対策」＞に準ずる。

第6節 消防・救助救急・医療救護活動

この計画は、風水害等により多数の被害や傷病者が発生した場合に、消防・救助救急活動及び医療救護活動が迅速かつ的確に実施されるよう、その活動体制について定めるものである。

関係部課	[本庁]：本部班、救援班、復旧班	[事務組合等]：消防本部
------	------------------	--------------

具体的な計画については、＜第2編地震・津波編第3章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」＞に準ずる。

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

この計画は、災害による道路、橋梁等の道路施設の被害に伴って、応急対策に支障をきたすおそれがあるときに行う交通規制及びこれに関連した措置を実施するために必要な事項を定めるものである。

関係部課 [本庁]：総務班、復旧班、調達班

具体的な計画については、＜第2編地震・津波編第3章第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」＞に準ずる。

第 8 節 救援物資供給活動

この計画は、被災者等に対し、最小限必要な飲料水や食料の供給、生活必需物資等の給与又は貸与するために定めるものである。

関係部課	[本庁]：総務班、救援班、調達班、収容班 [事務組合等]：三芳水道企業団
------	---

具体的な計画については、＜第 2 編地震・津波編第 3 章第 8 節「救援物資供給活動」＞に準ずる。

第9節 広域応援の要請

この計画は、災害が発生した場合、その応急措置の実施に当たり、国、県及び他市町村等に応援を要請し、又は要請された応援を実施するために定めるものである。

関係部課	[本庁]：すべての班	[事務組合等]：消防本部、三芳水道企業団
------	------------	----------------------

具体的な計画については、<第2編地震・津波編第3章第9節「広域応援の要請」>に準ずる。

第 10 節 自衛隊災害派遣要請計画

この計画は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、災害に際して人命又は財産を保護するため必要があると認められた場合に、自衛隊の災害派遣を要請するために定めるものである。

関係部課	[本庁]：本部班
------	----------

具体的な計画については、＜第2編地震・津波編第3章第10節「自衛隊災害派遣要請計画」＞に準ずる。

第 11 節 学校等の安全対策・文化財の保護

この計画は、災害により平常の学校教育の実施が困難となった場合、児童生徒等の安全及び教育を確保するために定めるものである。

また、文化財の保護及び被害拡大防止のための措置についてもあわせて定める。

関係部課	[本庁]：教育委員会
------	------------

具体的な計画については、＜第 2 編地震・津波編第 3 章第 11 節「学校等の安全対策・文化財の保護」＞に準ずる。

第 12 節 帰宅困難者等支援計画

この計画は、大規模災害等により交通が途絶した場合、通勤・通学・旅行等の理由で自宅を離れている人々（帰宅困難者）のうち、徒歩により帰宅する者を支援するために定めるものである。

関係部課	[本庁]：本部班、収容班
------	--------------

具体的な計画については、＜第 2 編地震・津波編第 3 章第 12 節「帰宅困難者等支援計画」＞に準ずる。

第 13 節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

この計画は、長期避難生活による被災者の健康状態の悪化等を防止するため、保健衛生活動、防疫について定めるほか、死体の搜索処理並びに障害物の除去対策、廃棄物による被災地の環境汚染の防止対策等について定めるものである。

関係部課	[本庁]：救援班、復旧班 [事務組合等]：館山市環境保全協業組合
------	----------------------------------

具体的な計画については、＜第 2 編地震・津波編第 3 章第 13 節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」＞に準ずる。

第 14 節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

この計画は、災害により住家を失い、又は破損したため居住することができなくなった人、若しくは自力で住家を応急修理ができない人に対して、被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設等、必要な措置について定めるものである。

関係部課	[本庁]：復旧班
------	----------

具体的な計画については、＜第 2 編地震・津波編第 3 章第 14 節「応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理」＞に準ずる。

第 15 節 ライフライン関連施設等の応急復旧

この計画は、風水害等により被災したライフライン関連施設等の応急復旧体制を確立し、生活機能の早期復旧を図るために定めるものである。

関係部課	[本庁]：調達班、復旧班
------	--------------

具体的な計画については、＜第 2 編地震・津波編第 3 章第 15 節「液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」＞に準ずる。

第 16 節 ボランティアの協力等

この計画は、大規模災害時において、災害応急対策の実施に多くの人員を要するため、個人のボランティアやボランティア団体等の協力を得て、応急対策を効果的なものとするために定めるものである。

関係部課	[本庁]：本部班、総務班、救援班、復旧班
------	----------------------

具体的な計画については、＜第 2 編地震・津波編第 3 章第 16 節「ボランティアの協力等」＞に準ずる。

第4章 災害復旧計画

災害により多くの市民が負傷し、住居や家財を失うことによる社会的混乱の発生が予想される。

このため、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、各防災関係機関は協力して民生安定の措置を講じる。

また、公共土木施設、都市施設及び農林水産業施設の当面の応急措置の後は、災害の拡大、再度発生を防止し、本来の生活基盤、都市基盤及び農林水産業生産基盤を維持するために、本格復旧計画を樹立するものとする。

第1節 民生安定のための緊急措置計画

この計画は、災害により被害を受けた市民が立ち直り、再出発するための助成、援助を行うことによって、市民の自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図るために定めるものである。

関係部課

[本庁]：危機管理課、税務課、納税課、市民課、社会福祉課
雇用商工課、農水産課、都市計画課、会計局

具体的な計画については、＜第2編地震・津波編第4章第1節「民生安定のための緊急措置計画」＞に準ずる。

第2節 生活関連施設等の復旧計画

この計画は、水道・電気・ガス・通信等の施設及び農林水産業施設、また道路・河川・港湾等の公共土木施設について、災害直後に応急復旧を行い、社会全般が落ち着いた段階で、将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うために定めるものである。

関係部課	[本庁]：農水産課、建設課、下水道課 [事務組合等]：三芳水道企業団、各事業者
------	--

具体的な計画については、＜第2編地震・津波編第4章第2節「生活関連施設等の復旧計画」＞に準ずる。

第3節 激甚災害の指定に関する計画

この計画は、激甚災害が発生した場合に、災害の状況を速やかに調査することにより、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑な実施を図るために定めるものである。

関係部課	全部課
------	-----

具体的な計画については、＜第2編地震・津波編第4章第3節「激甚災害の指定に関する計画」＞に準ずる。